平成２５年（フ）第１３７０号
大阪市住之江区南港中５丁目５番31―812号
破産者　トラストワールド株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６４号
大阪府東大阪市弥生町２番53号　グランデュール弥生１階
破産者　株式会社オフィス21
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６５号
大阪府東大阪市弥生町２番53号グランデュール弥生
破産者　株式会社エフ・フォーティー
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４６号
大阪市西区江戸堀２丁目１番１号
破産者　モンフォートジャパン株式会社（旧商号株式会社Ｂｌｏｏｄｙ　Ｆａｉｔｈ）
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６８号
大阪市西淀川区大野３丁目７番140号
破産者　有限会社日整モータース
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４０号
大阪府箕面市瀬川５丁目17番１コムズシティ箕面316号室
破産者　有限会社緑環
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５０号
大阪市西区南堀江３丁目７番11―102号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区城見２丁目１番61号
破産者　株式会社ボイド
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６９号
大阪市西区江戸堀３丁目７番13号
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７９号
大阪府東大阪市箱殿町９番15号
破産者　株式会社六共
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７０号
堺市堺区大浜中町３丁５番13号
破産者　長洋海運株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
神戸市中央区三宮町２丁目11番２号
破産者　株式会社三和グランプリ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
神戸市中央区三宮町２丁目11番２号
破産者　株式会社三和トラスト
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市広畑区本町１丁目41番地
破産者　株式会社酒楽館ヒグチ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４２号
愛媛県松山市中島大浦2051番地１
破産者　有限会社おかだ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
愛媛県東温市北方3209番地１
破産者　有限会社武田酒店
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
熊本県上益城郡甲佐町大字田口4025番地３
破産者　有限会社西邦運輸
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
沖縄県那覇市首里儀保町３丁目30番地
破産者　有限会社アース進學塾
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８７号
沖縄県宮古島市平良字西里975番地４
破産者　有限会社沖ふく建設
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県花巻市本館42番地２
破産者　小竹　裕孝
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３６３号
東京都小金井市東町２丁目24番20号富士コーポ201
破産者　澤向　正治
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３３号
東京都多摩市落合１丁目20番地の１クロスウィル多摩センター501
破産者　株式会社アスカ工機
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３４号
東京都多摩市鶴牧２丁目20番地の３クレインマンション101
破産者　吉本　政行
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部